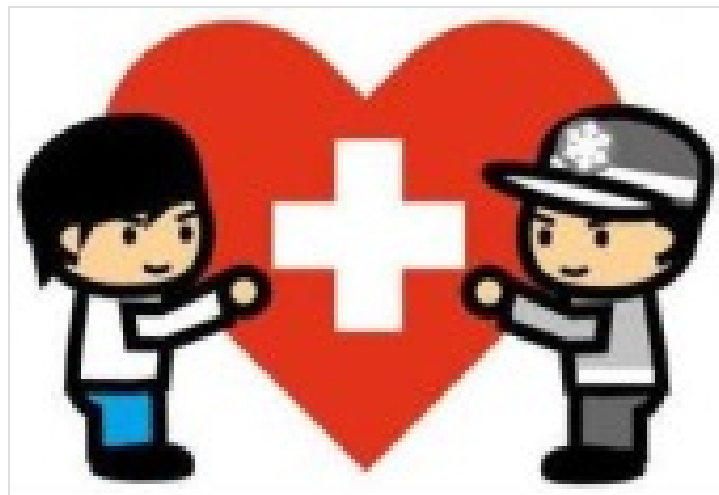


伊野地区

ファーストレスポonderハンドブック



目次

1	ファーストレスポonder体制の目的.....	1
2	ファーストレスポonderとその体制の定義.....	1
3	ファーストレスポonderの条件.....	1
4	出動対象地域.....	2
5	出動対象事案.....	2
6	出動対象としない事案.....	2
7	出動義務.....	2
8	ファーストレスポonder体制の見直し.....	3
9	ファーストレスポonderの活動内容.....	3
10	出動場所までの移動手段.....	4
11	ファーストレスポonder用資器材.....	4
12	予算.....	5
13	訓練.....	5
14	秘密を守る義務.....	5
15	ファーストレスポonder活動の辞退.....	5
16	災害補償.....	6
17	認定証.....	6
18	宣誓書.....	6
	別表1 惨事ストレスによるPTSD予防チェックリスト	
	別表2 講習及び再講習内容	
	別表3 認定証	
	別表4 宣誓書	

1 ファーストレスポonder体制の目的

平田消防署から20分以上かかる遠隔地において心肺停止事案などが発生した場合、その傷病者の対応には一刻を争います。そこで、救急車が到着するまでに地域での迅速な応急手当の実施や早期除細動による救命率向上を目指すことを目的とします。

2 ファーストレスポonderとその体制の定義

ファーストレスポonderとは、消防本部から個人の携帯メールで送られてくる情報を受け、救急現場に駆けつけ応急手当を行う人を示します。

また、傷病者に対して、救急隊が到着する前に確実な応急手当や救急活動補助等を行える者が出向し、救急隊に引き継ぐまでの救急対応を行う体制をいいます。

3 ファーストレスポonderの条件

ファーストレスポonderになるためには以下の条件を満たしていることが必要となります。

(1) 伊野地区において地域の住民のために手助けを行う意志があること。

(2) 自治会長の推薦を受けていること。

(3) ファーストレスポonderに必要な下記講習を受講していること。

新規講習：4時間 [普通救命講習（3時間）+ F R員講習（1時間）]

認定講習：2時間 [普通救命講習修了者はF R員講習（2時間）]

(4) 宣誓書の内容に同意し、サインをすること。

(5) ファーストレスポonderに必要な再教育を受講（1年に1回以上）すること。

また、応急手当の質の向上に努めること。

この条件を満たしたものは、ファーストレスポonderとして認定され、認定証が交付されます。

4 出動対象地域

原則、右記とする。

FR員居住地	→	出動対象地域
地合町	→	地合町
野郷町	→	野郷町
美野町	→	美野町

5 出動対象事案

原則、心肺機能停止等の意識のない事案に出動します。

6 出動対象としない事案

ファーストレスポnderとして活動するにあたり下記に示す事案については、出動しないこととします。

【出動対象としない事案】

消防本部指令課員が不相当と認める場合。(下記の条件が該当します)

- ① 明らかに死亡している場合
- ② 全ての交通事故
- ③ 加害、自損行為、傷病者及び関係者が精神疾患に関係する場合
- ④ 事案の詳細が分からない場合
- ⑤ 産科または婦人科に関係する場合
- ⑥ 火災や労働災害等の危険が伴う特殊な災害の場合
- ⑦ 関係者がファーストレスポnderを望まない場合
- ⑧ その他、ファーストレスポnderが活動できないと判断した場合

7 出動義務

ファーストレスポonderに対する出動の義務は生じません。出動の可否はファーストレスポonder自身の判断とします。

また、出動しなかった場合でも責任を問われることはありません。

※以下に該当する場合は出動してはいけません。

- ・怪我や病気などファーストレスポonderの活動に支障がある場合。
- ・飲酒を伴う場合。

8 ファーストレスポonder体制の見直し

ファーストレスポonderは活動の体制等について見直しが必要と判断した場合は消防本部警防課と伊野地区が協議し、体制の見直しを行います。

9 ファーストレスポonderの活動内容

(1) 消防本部指令課員はファーストレスポonder出動対象事案が発生した場合、

ファーストレスポonderに携帯電話に情報メールを送ります。

(2) 情報メールを受けたファーストレスポonderはファーストレスポonder認定

証、ファーストレスポonder用資器材、A E Dを持って傷病者のもとに駆け付け
応急手当等を実施します。

伊野小学校 伊野本陣 美野園 島根ゴルフ倶楽部に設置してあるA E Dを
使用する際は、ファーストレスポonderであることを伝えること。

また、AED設置場所に到着した際すでにAEDが持ち出されていた場合は、その
まま傷病者宅に向かってください。

(3) 要請場所に駆け付けたならば、しっかりと「消防署の要請で到着したファース

トレスポonderの〇〇です。」と伝え、活動を開始します。

(4) 心肺停止傷病者に対し、胸骨圧迫とA E Dを使用した応急手当を行います。

- (5) ファーストレスポnderの人数が多い場合は、必要に応じて、傷病者の状況と行っている応急手当について119回線へ連絡します。
- (6) ファーストレスポnderが活動できないと判断した場合は活動を中止し、その後、消防本部指令課（21-6924）へその旨を連絡します。
- (7) 救急隊が到着したら応急手当を引継ぎ、応急手当の内容（AEDの使用回数等）を救急隊に伝えます。また、必要に応じ救急隊の指示で救急活動を支援します。
- (8) ファーストレスポnderの活動が終了したら、代表者が消防本部指令課（21-6924）に活動終了の旨を報告します。
- (9) ファーストレスポnderの活動後は、別表1のチェックを行ってください。

10 出動場所までの移動手段

移動手段については、ファーストレスポnderが保有する移動手段のなかで最も有効かつ時間の短い方法で移動します。

ただし、車両（自転車・バイク・自動車等）で移動する際は、道路交通法を遵守するとともに、後着する救急隊、消防隊の支障にならない場所を考慮した場所に駐車する必要があります。

【注意事項】

- ・緊急時であっても、事故にあわないよう落ち着いて運転すること。
- ・資器材は運転の支障にならないよう設置または携行すること。
- ・駐車時は、ハザードランプを点灯させておくこと。
- ・事故にあった場合、その場で活動を中止し、消防本部指令課（21-6924）に連絡すること。

11 ファーストレスポonder用資器材

- ・身分証明証（カード式：認定証）
- ・アクションカード
- ・ポケットマスク
- ・専用ベスト
- ・感染防止用手袋
 - ・AED（AED設置場所） 伊野コミュニティーセンター 伊野小学校 西地合
公民館 伊野本陣 美野園 島根ゴルフ倶楽部

12 予算

ファーストレスポonder活動は無償です。

西地合町内設置のAEDは、「出雲市遠隔地におけるAED配備事業に伴うAED機器の
使用貸借契約書」に従う。

伊野小学校、伊野コミュニティーセンター、伊野本陣、美野園、島根ゴルフ倶楽部の
AEDの維持管理については設置した管理者が行う。

FR員の個人用資器材については、運用開始時に出雲市消防本部の予算で準備し、
その後の管理は地域で行う。

災害補償については別に定める。

13 訓練

ファーストレスポonderの条件を満たしていれば、ファーストレスポonderにな
ることができます。

ファーストレスポonder認定後は、別表2の内容について1年に1回以上ファース
トレスポonder訓練を行い、ファーストレスポonderとしての活動の質が保てるよう
努めます。

14 秘密を守る義務

活動中にファーストレスポonderが知り得た情報は、すべて秘密情報として扱わなければなりません。

知り得た情報を個人の利益のために使用してはなりません。また、他者に開示してはいけません。

報道機関や保険会社等に情報の開示を求められたときは、回答せず、必ず消防本部警防課（21-6924）に連絡してください。

15 ファーストレスポonder活動の辞退

ファーストレスポonderの活動は、本人の意思によって辞退することができます。この場合、消防本部警防課（21-6923）または平田消防署（63-5519）までお申し出ください。また、保有しているファーストレスポonder認定証及び個人に貸与されている資器材は返納します。

なお、ファーストレスポonderを辞退した場合も、それまでに知り得た活動を含めた個人情報については他に漏らしてはなりません。

16 災害補償・・・遠隔地AED配備事業運用要領（H24.11.15）より

応急手当協力者（救急業務協力者）が活動中に受けた災害補償については「消防団員等公務災害補償等共済基金」の定めるところにより補償を受けることができます。

17 認定証

ファーストレスポonder認定証は、別表3のものとする。

18 宣誓書

ファーストレスポnderとして活動するものは、宣誓書に同意してサインし、宣誓事項を遵守しなければなりません。

宣誓書は、別表4のものとする。

別表 1

惨事ストレスによるPTSD予防チェックリスト

このチェックリストは、ファーストレスポonder災害現場活動等に従事したことに伴う心理的影響を考える目安となるものです。

災害現場活動終了後、1週間以内に実施するものとします。自覚した症状が8つ以上であった場合、また、1ヶ月を目途に数回チェックを実施し、症状が続く場合は専門医を受診するなど何らかの対応が必要となりますので、消防本部警防課(21-6923)または平田消防署(63-5519)に連絡してください。

- 1. 胃がつかえたような感じがした。
- 2. 吐き気をもよおした。
- 3. 強い動悸がした。
- 4. 身震いや痙攣をおこした。
- 5. 活動中、一時的に頭痛がした。
- 6. 隊長や同僚の指示が聞こえづらくなったり、音がよく聞こえなくなった。
- 7. 寒い日なのにびっしょり汗をかいた。
- 8. 自分や同僚の身にとっても危険を感じ、その恐怖に耐えられるか心配になった。
- 9. 活動中、見た情景が現実のものと思えなかった。
- 10. とてもイライラしたり、ちょっとしたことでも気にさわった。
- 11. わけもなく怒りがこみあげてきた。
- 12. 現場が混乱し、圧倒されるような威圧感を感じた。
- 13. 活動する上で、重要なものとそれほどでもないものとの判断が難しくなった。
- 14. 資器材をどこに置いたか全く忘れてしまい、思い出せなかった。
- 15. 活動中に受けた衝撃が、数時間しても目の前から消えなかった。
- 16. 活動が実を結ばない結果に終わり、絶望や落胆を味わった。
- 17. とても混乱したり、興奮していて合理的な判断ができなかった。
- 18. 一時的に時間の感覚が麻痺した。
- 19. 目の前の問題にしか、考えを集中することができなかった。

アドバイス

- ・自覚した症状が3つ以下であった場合 / 心理的影響は少ないと思われます。
- ・自覚した症状が4つ以上であった場合 / その後の経過に配慮することが望めます。
- ・自覚した症状が8つ以上であった場合 / 心理的影響が強く、何らかの対応が必要です。
- ・自覚した症状が0であった場合

別表 2

	講習内容	講習形式	時間 (分)
1	FR 体制について	座学	60
2	普通救命講習 I (シナリオトレーニング)	実技	180
			240

(再講習内容)

	講習内容	講習内容	時間 (分)
1	FR 体制の復習	座学	30
2	心肺蘇生法 シナリオトレーニング	実技	60
			90

別表 3

FR 員に対する認定証

(表)

顔写真	ファーストレスポonder認定証
	伊野地区
	認定者 ○○ ○○
	平成 27 年 月 日 交付
	上記のものを当該地区におけるファーストレスポonder ーとして認定する
	出雲市消防本部 消防長 印

認定後も年 1 回以上の訓練が必要となります。					
講習日					
※FR 員として活動を行わない場合は、この認定証を返却すること。					

別表 4

宣誓書

FR 員としての活動を展開するものは下記の宣誓書に同意しサインをする。

宣 誓 書

1. 私は、ファーストレスポonderとなり、地域の救命率向上に協力します。
2. 私は、ファーストレスポonderとして活動するのに必要な学習をしていきます。
3. 私は、出動可能であれば迅速に応急手当の必要な事案に出動します。
4. 私は、活動現場へ駆けつけるときは、道路交通法を厳守するとともに、交通事故を起こさないように落ち着いて移動します。
5. 私は、ファーストレスポonder認定証を携行します。
6. 私は、ファーストレスポonderとして得られた情報を外部に漏らさないことを約束します。

平成 年 月 日

氏名 _____